

パスポート取得費支援事業 実施要領

1 目的

この要領は、米子空港国際定期便（「米子ソウル便」、「米子香港便」、「米子台北便」及び「米子上海便」のことをいい、以下「定期便」という。）及び国際定期貨客船（以下「貨客船」という。）の利用促進を図るため、パスポートを新規取得又は更新し、定期便及び貨客船を利用した旅行を実施する者に対して、国際定期便利用促進協議会（以下「協議会」という。）が経費の一部を支援する事業に関して必要な事項を定める。

2 事業内容

(1) 対象者

以下のすべてを満たす者とする。

ア パスポートの発行年月日が令和5年7月7日以降であること。

イ 外国籍を有する者については、在留カード又は特別永住者証明書の交付対象者であること。

ウ 当該旅行の出発日が本申請と同一年度内であること。

エ 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の事業又は国等から委託された事業としての旅行でないこと。

(2) 支援額

令和8年3月31日以前にパスポートの新規取得又は更新を申請した場合

成年（18歳以上）	10年	3,000円
	5年	3,000円
未成年（12歳以上18歳未満）	5年	3,000円
未成年（12歳未満）	5年	3,000円

令和8年4月1日から6月30日の間にパスポートの新規取得又は更新を申請した場合

成年（18歳以上）	10年	9,000円
	5年	4,000円
未成年（12歳以上18歳未満）	5年	8,500円
未成年（12歳未満）	5年	3,500円

令和8年7月1日以降にパスポートの新規取得又は更新を申請した場合

成年（18歳以上）	2,000円
未成年（12歳以上18歳未満）	2,000円
未成年（12歳未満）	2,000円

支援は、パスポートの新規取得又は更新1回につき1回限りとする。

3 経費支援の手続

(1) パスポート取得費の支援を受けようとする者は、パスポート申請後、支援の対象となる旅行を実施する日までに、協議会（事務局：鳥取県国際観光課）に対し、とっとり電子申請サービスによる申請もしくは申請書（様式1）を提出しなければならない。

(2) 協議会は、3（1）の内容が適正であると判断した場合、申請の受理日から10営業日以内に承認書（様式2）により実施報告の提出期限を定めて承認する。

(3) 当該旅行の実施後、3（2）で定められた実施報告の期限内にとっとり電子申請サービスによる報告兼請求もしくは報告書兼請求書（様式3）を協議会に提出しなければならない。

(4) 協議会は、3（3）の内容が適正であると判断した場合は、請求書を受理した日から30日以内に、請求額の支払を行う。

(5) 3 (1) 及び3 (3) の申請手続は、旅行会社が代行できる。

4 その他

(1) 協議会は、申請書の先着順に優先して予算の範囲内で支援する。年度途中で支援を終了する場合は、事前に協議会が運営するホームページ等で告知する。

(2) この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月9日から施行する。

パスポート取得費支援申請書

令和 年 月 日

国際定期便利用促進協議会 様

〒

住 所
氏 名
連絡先（電話）
※1（メール）

パスポート取得費支援事業実施要領に基づき、下記のとおり支援を受けたいので、申請します。

記

行先地	国名 都市名
旅行日（予定）	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
定期便及び貨客船の利用 ※2	※○をつけてください。 (米子ソウル便/米子香港便/米子台北便/米子上海便/貨客船)
パスポート申請者の情報 ※3	氏名：
	生年月日： 年 月 日
	旅券種別： 5年 ・ 10年
	申請日： 年 月 日
	発行（予定）日： 年 月 日
その他パスポート申請者の 情報 ※4	氏名：
	生年月日： 年 月 日
	旅券種別： 5年 ・ 10年
	申請日： 年 月 日
	発行（予定）日： 年 月 日

添付書類 別添「パスポート取得費支援誓約書」

- ※1 「連絡先」には、申請手続を行う方の氏名と、平日昼間連絡の付く電話番号及びEメールアドレスを記載してください。
- ※2 「定期便」とは、米子空港国際定期便（米子ソウル便、米子香港便、米子台北便及び米子上海便）のことをいい、「貨客船」とは国際定期貨客船のことをいいます。
- ※3 パスポート申請者本人の氏名等を記載してください。
- ※4 複数人の申請をまとめて行う場合は、パスポート申請者の氏名等をそれぞれ記載してください。必要に応じて行を追加してください。

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町 1-220 国際定期便利用促進協議会（鳥取県庁国際観光課内）

（メール）kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp （電話）0857-26-7221

パスポート取得費支援承認書

令和 年 月 日

様

国際定期便利用促進協議会

会長 足立 統一郎

(公 印 省 略)

令和 年 月 日付けで申請のあったパスポート取得費支援申請については、下記のとおり承認します。

なお、令和 年 月 日（旅行終了日の1ヶ月後）までに実施報告書兼請求書を提出してください。期日までに提出のない場合、承認後に対象となる条件を満たさないと判断される場合は支払ができませんのでご注意ください。

記

承認NO	
整理番号 ※とっとり電子申請サービスを利用した際に発行される12桁の番号	
支援予定額	円

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町 1-220 国際定期便利用促進協議会（鳥取県庁国際観光課内）

（メール）kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp （電話）0857-26-7221

パスポート取得費支援実施報告書兼請求書

令和 年 月 日

国際定期便利用促進協議会 様

住 所 〒
氏 名
連絡先（電話）
（メール）

下記のとおり、パスポート取得費支援承認を受け、旅行を実施したので、報告します。
なお、支援金について、指定の口座に振り込んでください。

記

承認NO ※1		
その他申請者の氏名 ※2		
請求額 ※3	円	
行先地	国名 都市名	
旅行日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
定期便及び貨客船の利用 ※4	※○をつけてください。 (米子ソウル便/米子香港便/米子台北便/米子上海便/貨客船)	
振込 口座	銀行名	銀行・信用金庫 支店・出張所
	口座区分	普通 ・ 当座
	口座番号 (最大7桁)	
	(フリガナ)	
	口座名義人	

- 添付書類 1 [必須] パスポート発行年月日が確認できる頁（顔写真の頁）の写し（対象者分）
2 [必須] 搭乗券の写し、Eチケットの写しなど旅行実施の確認ができるもの（対象者分）
3 (外国籍を有する場合のみ) 在留カード又は特別永住者証明書

- ※1 不明の場合、事前申請を承認した際の承認書（様式2号）をご確認ください。
※2 複数人の申請をまとめて行う場合又は代理申請を行う場合は、「その他申請者の氏名」欄に対象者の氏名を記載してください。
※3 パスポート取得費支援承認書に記載の額を記載ください。パスポート申請日等の確認の結果、支援額が変更となる場合がありますのでご了承ください。
※4 「定期便」とは、米子空港国際定期便（米子ソウル便、米子香港便、米子台北便及び米子上海便）のことをいい、「貨客船」とは国際定期貨客船のことをいいます。

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町1-220 国際定期便利用促進協議会（鳥取県庁国際観光課内）

（メール） kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp （電話）0857-26-7221

別添

※パスポート取得費支援対象者全員の提出が必要です。

誓約書

パスポート取得費支援事業実施要領に基づき提出した「パスポート取得費支援申請書」の記載した内容について、事実と相違ないことを確約します。

記載内容に不備、疑義等があった場合、貴協議会の求めがある時は、速やかに必要な事項を報告し、又は、説明することを確約します。

偽りその他不正な行為により、本来受けることのできない支援を受けた場合は、速やかに返金することに同意します。

令和 年 月 日

氏名（自署）
